



発行 東京都

目次

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………一
- …(環境局総務部環境政策課)……………一
- 家畜伝染病の発生……………七
- …(産業労働局農林水産部食料安全課)……………七
- 告 示 (選)
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………九
- 政治団体の解散の届出……………三
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………四
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了……………一五
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一五
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一五

告 示

●東京都告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年七月十四日	昭島市松原町一丁目三九五番九番六の一路、同番六地先及び三九五七番二十二の一路	延長 〇・八八 幅員 四・〇〇
同右	同月十五日	国立市大字谷保字上峯下六千六百九十四番三、同番七、同番十二、同番十三、同番十五、六千六百九十六番一及び同番四の各一部	延長 二三・〇八 幅員 四・〇〇

●東京都告示第十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、羽田空港アクセス線(仮称)整備事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 事業段階関係地域の範囲
 - 港区 芝浦一丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、芝四丁目、芝五丁目、三田三丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目及び港南五丁目の区域
 - 品川区 東品川三丁目、東品川五丁目、八潮一丁目、八潮二丁目及び八潮三丁目の区域
 - 大田区 東海三丁目、東海四丁目、城南島一丁目、城南島七丁目、京浜島二丁目、京浜島三丁目、羽田空港二丁目及び羽田空港三丁目の区域
- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 東日本旅客鉄道株式会社
 - 代表取締役社長 深澤 祐二
 - 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 三 対象事業の名称及び種類
 - 羽田空港アクセス線(仮称)整備事業
 - 鉄道の建設、鉄道の改良
- 四 対象事業の内容の概略
 - 対象事業は、東海道線田町駅付近から、大井ふ頭にあ

る東京貨物ターミナルを経て、羽田空港内の新駅に至る延長約十二・四キロメートルの路線を整備する計画である。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年八月三日から同年九月一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年九月十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について環境調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)から表(8)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
予測・評価項目	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の敷地境界上の予測地点における予測結果は、67dB～80dBであり、評価の指標である騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく規制基準又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)における基準値(85dB又は80dB)を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動の敷地境界上の予測地点における予測結果は、61dB～70dBであり、評価の指標である振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく規制基準又は環境確保条例における基準値(75dB又は70dB)を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 列車の走行に伴う鉄道騒音</p> <p>列車の走行に伴う鉄道騒音の計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さ1.2mの地点の予測結果は、昼間47dB～60dB、夜間42dB～55dBであり、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環大・174号)における「新線の基準(昼間60dB、夜間55dB)」を満足する。</p> <p>イ 列車の走行に伴う鉄道振動</p> <p>列車の走行に伴う鉄道振動の計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点の予測結果は、46dB～65dBであり、評価の指標である「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(報告)」(昭和51年3月 環大特32号)の基準(70dB)を満足する。</p>
地盤	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>土壌汚染のおそれのある範囲は、現在も換修庫として使用しているため土壌汚染の状況を確認することができない状態である。</p> <p>工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続、調査を行う。その結果、汚染土壌が確認された場合には、同法第12条、第16条及び同条例第117条に基づく手続を行い、拡散防止対策を実施する。</p> <p>したがって、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。</p> <p>(1) 工事の施行中</p> <p>ア 東海道線接続区間</p> <p>(7)擁壁区間及び閉削トンネル区間</p> <p>擁壁区間及び閉削トンネル区間の地盤掘削は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の水位及び流況に影響を与えないと予測する。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
地盤	<p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画である。よって、掘削面への地下水流出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、地盤の掘削状況に応じて、切梁・陸起し等の支保工を設置し、水平方向の地盤変形を抑えるため、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間</p> <p>シールド工事は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog を掘進するが、地下水は計画線とはほぼ並行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、削土及び遮水性の高いトンネル構造物を構築することにより、地盤の変形、地下水の水位へ与える影響は小さいと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、シールド掘削面への潤滑剤注入量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出の抑制など、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>イ アラセエ新線区間</p> <p>(7) 起点方擁壁区間及び閉削トンネル区間</p> <p>起点方擁壁区間及び閉削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、大井ふ頭側の地表から地下浸透したのち、施工区間の周囲を迂回して帯水層中を広域に流動し、周辺の海洋へ湧出すると考えられるため、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画である。よって、掘削面への地下水流出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、適切な支保工を実施することにより、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間</p> <p>シールド工事は、帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江ノ川層砂質土層 Es を掘進するが、これらの帯水層は十分な層厚を有していることから、地下水はトンネル構造物の周</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

下制・評価項目	評価の結論
地盤	<p>用を迂回して流動すると考えられ、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の施行中は、剛性及び透水性の高いトンネル構造物を構築することにより、地盤の変形、地下水の水位及び流況へ与える影響は小さいと予測する。さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(9) 終点方開削トンネル区間 終点方開削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、計画線周辺部から第1・第2ターミナル間の道路掘削に向けて流動していると考えられる。羽山空港新駅（仮称）周辺には、すでに京浜急行空港線や東京モノレール線の地下駅舎など既存の地下構造物が存在しているため、地下水は既存の地下構造物の周囲を迂回しながら道路掘削に向けて流動していると推定される。開削トンネル区間は、止水性の高い地中連続壁を構築することから、地下水は既存の地下構造物に加えて、地中連続壁の周囲を迂回して、現況と同様に道路掘削に向けて流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に止水性の高い地中連続壁を構築し、掘削底面に止水のための適切な補助工法を採用することにより、掘削面への地下水流出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、適切な安土工を実施することにより、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後 ア 東海連絡接続区間 (7) 擁壁区間及び開削トンネル区間 擁壁区間及び開削トンネル区間の地下構造物は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の水位及び流況に影響を与えないと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間 トンネル構造物の下部が帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog とわずかに重なるが、地下水は計画線とほぼ並行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻</p>

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

下制・評価項目	評価の結論
地盤	<p>害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、トンネル構造物は遮水構造となるため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>イ アケセス新線区間 (7) 起点方擁壁区間及び開削トンネル区間 地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、大井ふ頭地表から地下浸透したのち、地下構造物の周囲を迂回して帯水層中を広域に流動し、周辺の海洋へ湧出すると考えられるため、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間 トンネル構造物が帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江戸川層砂質土層 Es にかかると、これらの帯水層は十分な厚みを有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、トンネル構造物は遮水構造となるため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(9) 終点方開削トンネル区間 地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、既存の地下構造物を含めて、終点方開削トンネル及び羽山空港新駅（仮称）の周囲を迂回して、現況と同様に道路掘削に向けて流動すると考えられることから、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(1) 工事の施行中 ア 東海連絡接続区間 (7) 擁壁区間及び開削トンネル区間 擁壁区間及び開削トンネル区間の地盤掘削は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫</p>
水循環	

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水質票	<p>質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の水位及び流況に影響を与えないと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画であるため、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間</p> <p>シールド工事は、帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog を掘進するが、これらの帯水層は十分な厚みを有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられ、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、遮水性の高いトンネル構造物を構築することにより、地下水の水位及び流況へ与える影響は小さいと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、掘削面からの地下水湧出の抑制など、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p>

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水質票	<p>(4) 終点方開削トンネル区間</p> <p>終点方開削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、計画線周辺部から第1・第2ターミナル区間の道路掘削に向けて流動し、羽山空港新駅(仮称)周辺には、すでに京浜急行空港線や東京モノレール線の地下駅舎など既存の地下構造物が存在しているため、地下水は既存の地下構造物の周囲を迂回しながら道路掘削に向けて流動していると推定される。開削トンネル区間は、止水性の高い地中連続壁を構築することから、地下水は既存の地下構造物に加えて、地中連続壁の周囲を迂回して、現況と同様に道路掘削に向けて流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に止水性の高い地中連続壁を構築し、掘削底面に止水のための適切な補助工法を採用することにより、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響はほとんどないと予測する。</p> <p>さらに、工事の施行中に地下水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 東海連絡接続区間</p> <p>(7) 擁壁区間及び開削トンネル区間</p> <p>擁壁区間及び開削トンネル区間の地下構造物は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の流況に影響を与えないと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間</p> <p>トンネル構造物の下部が帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog とわずかに重なるが、地下水は計画線とほぼ並行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測される。</p> <p>工事の完了後は、トンネル構造物は遮水性となるため、計画線内への地下水湧出はほとんどないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p>

表(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

丁測・評価項目	評価の結論
景観	<p>(4) シーロードトンネル区間</p> <p>トンネル構造物が帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江戸川層砂質土層 Es にかかると、これらの帯水層は十分な層厚を有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、トンネル構造物は運水構造となるため、計画線内への地下水湧出はほとんどないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(5) 終点方開削トンネル区間</p> <p>地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、既存の地下構造物を含んで、終点方開削トンネル及び羽田空港新駅（仮称）の周囲を迂回して、湧出と同様に道路掘削へ向けて流動すると考えられることから、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、地下構造物を運水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(1) 工事の完了後</p> <p>ア 主要な景観の構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>事業区間及びその周辺の現在の状況は、東海道線掘削区間では、山形駅前を中心に再開発事業が進み、高層建築物やオフィスビル、住宅が立ち並び、また、在来線や東海道新幹線等の鉄道施設も都市的景観資源の一部となっている。現在、東海道線が走行している位置に、計画路線が地平、掘削、地下構造で建設されるが、他の在来線と融合し、地域の景観特性の変化はないと考える。</p> <p>大汐線改修区間においては、景観の変化が生じる鉄道施設を新たに設置しない。東京貨物ターミナル内改良区間における留置線等の新たな鉄道施設は、周辺の事業所、倉庫等の高さを上回ることはなく、その周辺の景観資源と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考ええる。</p> <p>アケセス新線区間における新たな鉄道施設の高さは、起点方の換気施設等で約 15m、羽田空港新駅（仮称）付近の換気施設等で約 30m であり、周辺の工場や事業所、空港施設等の高さを上回ることはないため、事業区間及びその周辺の景観資源と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考ええる。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺環境との調和を図ること」を満足する。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、中高層建築物、鉄道施設、空港施設、運河等といった景観資源から構成されている。その中に新たな鉄道施設が加わるため、眺望の変化が認められるものの、周辺の建築物等の高さを大きく上回るものではなく、周辺状況と一体となった景観になる。</p> <p>事業の実施に当たっては、鉄道施設の形状等は周辺環境になじむよう環境保全のための措置を実施する。これらのことから、評価の指標である「形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺環境との調和を図ること」を満足する。</p>

表(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

丁測・評価項目	評価の結論
史跡・文化財	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>事業の実施により、周知の埋蔵文化財包蔵地を直接改変することはないが、掘削工事等で同様の埋蔵文化財が発見される可能性があるため、文化財保護法等に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき運滞なく関係機関と協議し、適切に対応する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「文化財保護法等に定められた規定を遵守すること」を満足する。</p>
廃棄物	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>建設廃棄物及び建設発生土について、可能な限り再利用及び再資源化に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>また、再生利用が困難な建設廃棄物及び建設発生土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

●東京都告示第千十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項に基づく届出があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 家畜の種類

鹿

三 患畜又は疑似患畜の区分

患畜

四 発生頭数

二頭

五 発生場所

日野市

六 発生年月日

令和三年七月十六日

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年八月三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都小平市第四支部	磯山 亮	古池 隆之	小平市花小金井南町1-1-8-39	R3. 5. 24	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
NIIKから国民を守る党	松田 美樹	松田 美樹	練馬区富士見台1-22-1	R3. 5. 27	衆議院議員	松田 美樹、衆議院議員
さとう由美とともに未来を創る会	佐藤 由美	上村 直毅	八王子市明神町2-25-3	R3. 5. 12	衆議院議員	佐藤 由美、衆議院議員
障害という線引きをなくし才能を正しく導く党	松田 美樹	松田 美樹	練馬区富士見台1-22-1	R3. 5. 27	衆議院議員	松田 美樹、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
茜さす国分寺をつくる会	鳥居 茜	鳥居 達也	国分寺市本多2-3-1	R3. 5. 27
いじめに負けない党(略称:不敗党)	吉井 勝	吉井 義勝	あきる野市牛沼528-15	R3. 5. 26
犬猫殺処分ゼロ党	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 10
上塚てつじ後援会	上塚 哲司	上塚 哲司	新宿区四谷3-1-11	R3. 5. 24
NIIKから国民を守る党	近藤 秀人	近藤 秀人	板橋区高島平2-28-4	R3. 5. 24
NHKから国民を守る党	松田 亘	松田 亘	練馬区富士見台1-22-1	R3. 5. 27
NIIKから国民を守る党中野	竹村 明広	竹村 明広	中野区東中野1-45-8	R3. 5. 20
岡部拓之後援会	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 12
葛飾の声	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 14
減税とうきょう	飯田 佳宏	飯田 佳宏	港区麻布台3-2-14	R3. 5. 11
子育て支援党	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 10
斉藤りえ後援会	斉藤 里恵	橋本 祥平	北区田端新町2-24-1	R3. 5. 28
参政党 東京支部	今井 奈津美	池田 美江子	新宿区北新宿3-24-1	R3. 5. 6

主役は葛飾区民の会	上野 智昭	川岡 淳	葛飾区南水元2-2-10	R3. 5. 12
小選挙区制を廃止する会	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 10
情報公開民主党	前田 真司	前田 真司	荒川区東日暮里6-37-13	R3. 5. 17
鈴木えみこ後援会	鈴木 恵美子	葛西 徹	束村山市栄町2-20-10	R3. 5. 14
炭を全国でつくる党	長谷川 洋平	長谷川 洋平	三鷹市下連雀9-7-12	R3. 5. 14
たまき真理連合後援会	玉木 真理	玉木 真理	港区東麻布2-9-4	R3. 5. 11
中小企業党	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 10
駐輪場を整備する会	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 10
都民ファーストの会いしとびかおり後援会	石飛 香織	石飛 香織	立川市錦町2-6-11	R3. 5. 6
都民ファーストの会立川市第二支部	石飛 香織	石飛 香織	立川市錦町2-6-11	R3. 5. 6
中星一番後援会	根本 良輔	根本 真也	葛飾区東立石4-29-1	R3. 5. 24
日本の玄米をおいしく食べる党	長谷川 洋平	長谷川 洋平	三鷹市下連雀9-7-12	R3. 5. 14
前田真司後援会	前田 真司	前田 真司	荒川区東日暮里6-37-13	R3. 5. 17
緑の党	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 5. 10

備考 従来、斉藤りえ後援会は総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第九十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
おり公表する。

令和三年八月三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
NHKから国民を守る党東京都新宿区支部	松田 美樹	主たる事務所の所在地	練馬区富1:見台1-22-1	新宿区上落合2-15-11	R3. 5. 1
自由民主党東京都第二十五選挙区支部	井上 信治	会計責任者の氏名	白井 悠人	澤田 安次	R3. 5. 17
自由民主党調布総支部	白井 貞治	主たる事務所の所在地	調布市布田1-43-2	調布市布田1-20-12	R3. 5. 18
自由民主党練馬総支部	村上 悦榮	主たる事務所の所在地	練馬区北町2-30-19	練馬区豊玉北5-23-11	R3. 5. 10
		代表者の氏名	村上 悦榮	菅原 一秀	R3. 5. 10
自由民主党羽村総支部	富松 崇	主たる事務所の所在地	羽村市羽東2-3-6	羽村市羽西2-10-23	R3. 5. 6
		代表者の氏名	富松 崇	橋本 弘山	R3. 5. 6
		会計責任者の氏名	堀江 秀徳	秋山 義徳	R3. 5. 6
自由民主党日野総支部	西野 正人	会計責任者の氏名	鈴木 洋子	池田 利恵	R3. 4. 30
立憲民主党東京都第2区総支部	松尾 明弘	主たる事務所の所在地	文京区湯島1-2-7	文京区本郷4-2-12	R3. 5. 18

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
E T 党	神谷 昭	政治団体の名称	E T 党	新みずほ国造りの会	R3. 5. 11
大森地区の税理士による平将明後援会	根本 文雄	主たる事務所の所在地	大田区山王1-28-6	大田区大森北5-5-8	R3. 5. 18
		代表者の氏名	根本 文雄	長與 和彦	R3. 5. 18
加藤たくま後援会	加藤 拓磨	主たる事務所の所在地	中野区弥生町5-16-18	中野区弥生町3-15-2	R3. 5. 1
工藤さくじ連合後援会	小野塚 テル子	代表者の氏名	小野塚 テル子	永井 眞治	R3. 4. 1
		会計責任者の氏名	井ノ川 貞夫	野原 明美	R3. 4. 1
小林まさよし後援会	小林 正能	主たる事務所の所在地	武蔵野市境南町2-3-14	江東区東雲2-7-5	R3. 5. 10
小町あきお後援会	木村 雅亮	主たる事務所の所在地	東村山市廻田町2-30-21	東村山市廻田町2-30-1	R3. 1. 30
さとう由美とともに創る会	上村 直毅	代表者の氏名	上村 直毅	佐藤 由美	R2. 12. 14
シナガワのミライをつくる会	高橋 慎司	会計責任者の氏名	高橋 英明	高橋 進	R2. 12. 10

市民の力・町田_市民の声を 実現する会	深澤 宏文	代表者の氏名	深澤 宏文	深澤 宏文	R3. 4. 23
STOP40億円（新設） 町田市立国際工芸美術館	深澤 宏文	代表者の氏名	深澤 宏文	深澤 宏文	R3. 4. 23
		会計責任者の 氏名	深澤 宏文	深澤 宏文	R3. 4. 23
税金のムダを排除し福祉社 会を実現する会	小野塚 テル子	代表者の氏名	小野塚 テル子	新井 富之	R3. 4. 1
		会計責任者の 氏名	井ノ川 貞夫	薮崎 正美	R3. 4. 1
政経会	上藤 喜久治	会計責任者の 氏名	小野塚 テル子	野原 明美	R3. 4. 1
税理士による白眞勲後援会	石井 啓子	代表者の氏名	石井 啓子	増田 恵一	R3. 5. 1
税理士による平沢勝榮後援 会	大石 雅也	会計責任者の 氏名	池田 成彦	小林 愛夫	R3. 5. 25
竹田光明後援会	竹田 光明	国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	R2. 9. 23
		公職の種類 （第一号）	衆議院議員		R2. 9. 23
		公職の候補者 の氏名及び公 職の種類（第 二号）	竹田 光明、衆議院議員		R2. 9. 23
東京諸島議員研究会三宅会	奥山 幸子	主たる事務所 の所在地	八丈島八丈町大賀郷2539	港区芝大門1-4-4	R2. 8. 14
		代表者の氏名	奥山 幸子	本宮 悦見	R2. 8. 14
東京の豊かな生活を考える 会	児玉 真二	主たる事務所 の所在地	練馬区北町6-32-26	練馬区早宮2-17-43	R3. 2. 28
都民ファーストの会大田区 第二支部	奥本 有里	主たる事務所 の所在地	大田区山王2-1-8	大田区池上4-3-14	R3. 4. 10
都民ファーストの会北区第 一支部	林元 真季	主たる事務所 の所在地	北区赤羽2-46-3	北区志茂2-38-5	R3. 5. 25
都民ファーストの会林元ま き後援会	林元 真季	主たる事務所 の所在地	北区赤羽2-46-3	北区志茂2-38-5	R3. 5. 25
松尾あきひろ後援会	松尾 明弘	主たる事務所 の所在地	千代田区永田町2-1-2	文京区本郷4-2-12	R3. 5. 1
三菱自工労組政治活動委員 会東京支部	日堂 美樹	主たる事務所 の所在地	港区芝4-10-1	港区芝浦3-1-21	R3. 4. 1
武蔵野力向上委員会	小林 正能	主たる事務所 の所在地	武蔵野市境南町2-3-14	江東区東雲2-7-5	R3. 5. 10

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていたE T党は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり
表示する。

令和三年八月三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
社会民主党港総支部	阿部 浩子	R3. 3. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
浦部純後援会	浦部 純	R3. 3. 29
「区長を変える。」会	日野 克彰	R3. 5. 6
斉藤シンイチを応援する会	星野 武広	R3. 5. 10
さとう由美とともに創る会	上村 直毅	R3. 5. 12
消費税全廃作戦	村山 遼	R3. 5. 16
千代田区の伝統と文化を守る会	田川 藍	R3. 4. 27
日野かつあき後援会	日野 克彰	R3. 5. 6
松木かりん後援会	松木 香凜	R3. 3. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年八月三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石飛 香織	都議会議員	都民ファーストの会いしとびかおり後援会	立川市錦町2-6-11	R3. 5. 1
斉藤 里恵	都議会議員	斉藤りえ後援会	北区田端新町2-24-1	H27. 3. 11
佐藤 山美	衆議院議員	さとう山美とともに未来を創る会	八王子市明神町2-25-3	R3. 5. 12
竹田 光明	衆議院議員	竹田光明後援会	東村山市栄町2-31-8	R2. 9. 23
玉木 真理	都議会議員	たまき真理連合後援会	港区東麻布2-9-4	R3. 5. 11
根本 良輔	都議会議員	中星一番後援会	葛飾区東立石4-29-1	R3. 5. 24
前田 真司	区議会議員	前田真司後援会	荒川区東日暮里6-37-13	R3. 5. 16

●東京都選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年八月三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
林元 真季	都民ファーストの会林元まき後援会	主たる事務所 の所在地	北区赤羽2-46-3	北区志茂2-38-5	R3. 5. 25
松尾 明弘	松尾あきひろ後援会	主たる事務所 の所在地	千代田区永田町2-1-2	文京区本郷4-2-12	R3. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。
 令和三年八月三日
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐藤 由美	さとう由美とともに創る会	R2. 12. 14
浦部 純	浦部純後援会	R3. 3. 29
口野 克彰	口野かつあき後援会	R3. 5. 6
松木 香凜	松木かりん後援会	R3. 3. 1

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市並木町一丁目二十三番五
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

武蔵村山市岸一丁目十三番二の
一部、同番三及び同番九から同番十一まで(第二工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号

代表取締役 小寺 一裕

あきる野市引田字静ノ郷七百六十三番一

神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号

住宅情報館株式会社

代表取締役 黒羽 秀朗

あきる野市雨間字澤田四百一
番二十二及び四百四十五番一の各一部並びに雨間字塚ノ下四百七十番一

福生市加美平二丁目十四番一号

株式会社山一建設

代表取締役 山野井 優

あきる野市草花字草花前千四百番一及び千四百四番八

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西友仙川店
- 二 店舗所在地 調布市仙川町一丁目十一番地十八
- 三 設置者名 合同会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫

十 変更日 令和三年三月一日

十一 届出日 令和三年七月十五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和三年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 西友中河原店
- 二 店舗所在地 府中市住吉町四丁目十一番地の十三
- 三 設置者名 合同会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
- 十 変更日 令和三年三月一日
- 十一 届出日 令和三年七月十五日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和三年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

西友下高井戸店

二 店舗所在地

世田谷区松原三丁目四十一番五号

三 設置者名

合同会社西友

四 設置者住所

北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

六 変更後の設置者の代表者名

大久保 恒夫

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

八 変更前の小売業者の代表者名

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

九 変更後の小売業者の代表者名

大久保 恒夫

十 変更日

令和三年三月一日

十一 届出日

令和三年七月十五日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和三年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

西友三軒茶屋店

二 店舗所在地

世田谷区太子堂四丁目二十四番八号

三 設置者名

合同会社西友

四 設置者住所

北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

六 変更後の設置者の代表者名

大久保 恒夫

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

合同会社西友ほか一名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

十 変更前の小売業者の代表者名

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

十一 変更後の小売業者の代表者名

大久保 恒夫

十二 変更日

令和三年三月一日ほか

十三 届出日

令和三年七月十五日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和三年八月三日から同年十二月

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

西友青柳店

二 店舗所在地

国立市青柳三丁目八番地の三

三 設置者名

有限会社宮内

四 設置者住所

国立市青柳三丁目八番地の三

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

六 変更前の小売業者の代表者名

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

七 変更後の小売業者の代表者名

大久保 恒夫

八 変更日

令和三年三月一日

九 届出日

令和三年七月十五日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和三年八月三日から同年十二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三三二八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性